

令和3年9月30日

施設利用者各位

子育て支援課

**「緊急事態宣言」の解除に伴う次世代育成地域交流センターの通常運営の再開
(利用制限の解除) について**

平素より当センターをご利用いただきありがとうございます。

さて、政府による新型コロナウイルスの「緊急事態宣言」が9月30日(木)を期限として解除されます。

つきましては、下記のとおり次世代育成地域交流センターの利用制限(閉館時間の変更等)を解除し、通常通り運営いたしますので、施設の利用者のみなさまには、今後も、感染拡大防止に留意しご利用いただきますようお願いいたします。

記

- 1) 貸館の通常運営の再開日 令和3年10月1日(金)～
- 2) 閉館時刻について 午後9時まで
- 3) 貸館の利用者制限について

※施設の利用にあたっては、利用案内に従って利用してください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸館の利用内容(※大声での歓声、声援等が想定される利用及び飲食を伴う利用)により部屋の利用定員を半数程度とします。

利用定員を超える利用については、申込の際、自粛して頂く場合がございますのでご了承ください。

【利用定員：●多目的ホール40人(半面20人) ●料理室4人 ●和室4人】

〇問い合わせ 次世代育成地域交流センター
電話 072-469-0660